

第374回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和4年3月

矢板市

提出議案説明書

第374回矢板市議会定例会の開会に当たり、令和4年度予算案並びにこれに関する諸議案の御審議をお願いするとともに、提案理由及び市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と、より一層の御協力を賜りたいと存じます。

令和4年度の日本経済は、オミクロン株を含めた長引く新型コロナウイルス感染症による国内外経済への影響や、原材料価格の高騰による下振れリスク、金融資本市場の変動等を注視する必要があるものの、経済対策を迅速かつ着実に実施することにより、社会経済活動の本格再開に向けた動きが活発になることが見込まれております。

栃木県内の経済情勢につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、感染症対策に万全を期し社会経済活動を継続していく中で、各種政策効果や海外経済の改善もあり、景気が持ち直していくことを期待するとされております。

矢板市の現状といたしましては、市税のうち個人市民税、法人市民税、固定資産税などが増加し、市税全体で増収となる見通しです。

一方で、国の地方財政計画において地方交付税は3.5%の増となっておりますが、本市に交付される普通交付税は、税収増などにより基準財政収入額の増加が見込まれることから、前年度交付決定額より減少するものと見込んでおります。また、少子高齢化の影響により社会保障関係経費の増加が引き続き見込まれるほか、市内小中学校の統廃合や、老朽化した公共施設・インフラの更新整備など投資的経費の増加、近年頻発する自然災害への対応にも迫られており、今後も柔軟性を欠い

た財政運営が見込まれることから、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、令和4年度は「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定した「やいた創生未来プラン」の計画期間2年目となります。各種施策に基づく事務事業の一層の推進を図ってまいります。特に、「地域における Society5.0 の推進」、「未来を切り拓くひとづくり」について、積極的に取り組んでまいります。

矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的な目標の一つである「地域における Society5.0 の推進」におきましては、先進的なデジタル技術等を活用する文化スポーツ複合施設の建設に着手し、当該施設において得られるデータの利活用を含め、本市における Society5.0 をけん引する施設としてまいります。あわせて、現在策定中の矢板市デジタル戦略に基づき、地域におけるデジタル化に関する取組を進めてまいります。

また、矢板市総合計画の「未来を切り拓くひとづくり」の分野におきましては、これまでの GIGA スクール等の取組をより一層進めていくほか、矢板市小中学校適正規模・適正配置計画の第1期計画に基づく小中学校の統廃合や、第2期計画に向けた小学校施設の長寿命化などにより、将来の教育環境の充実を図ってまいります。また、令和4年度に開催されるいちご一会とちぎ国体を着実に実施してまいります。

これらのほか、矢板市公共施設再配置計画の見直しや、矢板市都市計画マスタープランの見直し、矢板市立地適正化計画の策定など、今後を見据えた計画策定を進めていくとともに、プレミアム付き商品券の発行、農業収入保険の加入促進など新型コロナウイルス感染症対策にも積極的に取り組み、本市が抱える問題や解決すべき課題に対し、財源が厳しい中であっても優先順位を付け、取り組んでまいります。

続きまして、令和4年度の当初予算案の概要について申し上げます。

令和4年度の矢板市の一般会計と4つの特別会計、2つの企業会計についてであります。予算規模につきましては、当初予算の総額が235億3,150万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして7億7,010万円、3.4%の増となっております。

内訳としましては、一般会計は139億2,000万円、対前年度比7.0%の増、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が30億8,680万円、国民健康保険特別会計が36億3,660万円、後期高齢者医療特別会計が4億3,570万円、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計が1,150万円で、特別会計の合計は71億7,060万円、対前年度比0.4%の減、水道事業会計は12億5,700万円、対前年度比0.6%の減、下水道事業会計は11億8,390万円、対前年度比8.4%の減となっております。

次に、令和4年度の主な施策につきまして、矢板市総合計画の重点項目別に概要を申し上げます。

まず、第一に、時代に即した産業を振興するまちづくりの推進であります。

時代に即した産業を振興するまちづくりとしては、アフターコロナを見据えた商業等活性化支援事業や国際経済交流事業、持続可能な農林業を振興するまちづくりとしては、農業振興事業や地域おこし協力隊を活用する林業人材確保育成事業、自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちづくりとしては、矢板市の魅力を創出するシティプロモーション事業やスポーツツーリズム推進事業などに係る経費を計上いたしました。

第二に、災害に強いまちづくりの推進であります。

豊かな自然を大切にす、省資源で循環型のまちづくりとしては、ごみ減量・資源化事業やごみ収集事業、気候変動に適応した、災害に強いまちづくりとしては、近年頻発する自然災害に対応する、河川維持事業や防災活動推進事業などに係る経費を計上いたしました。

第三に、未来社会を切り拓くひとづくりの推進であります。

未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちづくりとしては、外国語指導助手活用事業や、小中学校の長寿命化を図る学校施設大規模改修事業、すべての人が生涯成長できるまちづくりとしては、デジタルミュージアムの一層の充実を図る郷土資料館管理運営事業や、文化スポーツ複合施設の整備、定住促進補助事業などに係る経費を計上いたしました。

第四に、健幸（健康で幸せ）なまちづくりの推進であります。

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりとしては、矢板市子ども未来館を拠点とする子育て相談・交流の場の提供や、児童館、学童保育館の活動支援事業、医療や支援の輪が充実した健幸なまちづくりとしては、新型コロナウイルスワクチン接種事業を始めとして、健康マイレージ事業やこども・成人予防接種事業、障害者総合支援事業、生活困窮者自立支援事業などに係る経費を計上いたしました。

第五に、安心快適なまちづくりの推進であります。

すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちづくりとしては、令和3年度にリニューアルしたデマンド交通などの地域公共交通運行事業や空家等対策推進事業、矢板市のランドマークとして市民の皆様に憩いと活力を提供するための長峰公園整備事業や、生活道路の安全・安心を守る市道維持管理事業、わかば通り整備事

業などに係る経費を計上いたしました。

以上、市政運営についての私の所信と、令和4年度予算案の概要について申し述べました。

次に、各議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、令和4年度当初予算7件、令和3年度補正予算2件、条例の制定1件、条例の一部改正7件及びその他1件の計18件であります。

議案第1号から議案第7号までの7議案については、それぞれ令和4年度の矢板市一般会計、各特別会計及び企業会計の予算案であります。内容等につきましては、先ほど予算編成方針及び主要な施策の概要で御説明申し上げたとおりであります。

議案第8号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第13号）については、歳入歳出全てについて検討を加え、過不足を精査の上、新たな財政需要に適切に対処することとして編成いたしました。

その結果、歳入歳出にそれぞれ4億6,270万円を追加計上し、予算総額を158億780万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上した主なものは、総務費の財政管理費、企画調整費、地域安全活動推進事業等、民生費の温泉センター施設事業、国民健康保険特別会計繰出金、国民年金費等、衛生費の保健事業、農林水産業費の県単土地改良事業及び市単独農道整備事業、土木費の市道維持管理費及び定住促進費、教育費の小学校一

般管理費、小・中学校保健安全給食事業、小・中学校教育振興費等であります。

一方、減額した主なものは、議会費の議会運営事務、総務費の庁舎管理整備費、財産管理費及び衆議院議員総選挙費、民生費の高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業、老人保護措置事業及び医療助成事業、衛生費の健康づくり事業及び塵芥処理事業、農林水産業費の農業委員会費、農業総務費、農業振興事業等、商工費の工業振興費、土木費の土木総務管理費、道路台帳整備費、道路新設改良費等、消防費の防災活動推進事業、教育費の矢板市立学校教職員配置事業、中学校一般管理費、保健体育総務費等であります。

なお、これらの財源につきましては、市税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金及び寄附金を追加計上し、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び市債を減額いたしました。

あわせて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第9号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ272万5千円を追加計上し、予算総額を37億23万9千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金を追加計上し、歳出には、積立金を追加計上いたしました。

議案第10号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法の規定に基づき、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部免責ができるようになったことに伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、特別職で非常勤である産業医の報酬改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正については、企業版ふるさと納税による寄附金を矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業の財源として活用することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 矢板市介護給付基金条例の一部改正については、地域支援事業等の財源として同基金の処分を可能とすることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市消防団条例の一部改正については、消防団員の災害時等の出動報酬を見直すことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 塩谷広域行政組合格約の一部変更については、組合の共同処理する事務のうち、児童福祉法の規定に基づく児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務を廃止することに伴い、規約の一部を変更することについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

以下省略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。